

後期高齢者医療制度 医療費通知・高額療養費など

■医療費通知とは？

被保険者の皆さんに健康管理の重要性を意識していただくことを目的として、北海道後期高齢者医療広域連合から医療費総額などについてのお知らせを年に2回お送りしています。医療費控除の申告手続きで、医療費の明細書として使用できます。

診療月によって発送時期が異なります！

診療月	発送時期
令和8年1月～9月	令和9年1月（上旬）
令和8年10月～12月	令和9年2月（下旬）

■高額になった医療費・食事代の負担は？

8月診療分から令和9年7月診療分までの1か月にかかる保険適用分の医療費の限度額が下記のとおり変更になります。限度区分はお持ちの資格確認書をご確認ください。区分の記載がない場合は、市役所で申請すると載せることができます。限度区分の記載された資格確認書またはマイナ保険証を医療機関に提示すると自己負担限度額が適用されます。限度額を超えた場合は、北海道後期高齢者医療広域連合から申請手続きのお知らせまたは支給決定通知が届きます。

限度区分	一部負担金割合	外来の医療費（個人ごと）	外来＋入院の医療費（世帯ごと）	療養病床以外の食事代（1食）
現役並み所得者	Ⅲ	270,300円＋（医療費－901,000円）×1%（4回目以降：140,100円）	179,100円＋（医療費－597,000円）×1%（4回目以降：93,000円）	550円 ^{※1}
	Ⅱ			
	Ⅰ			
一般	Ⅱ	22,000円	61,500円（4回目以降：44,400円）	270円 ^{※2}
	Ⅰ			
住民税非課税世帯	Ⅱ	11,000円	25,700円（4回目以降：24,600円）	130円
	Ⅰ			

※1 都道府県が発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方は1食330円です。

※2 市役所で長期入院該当の手続きをすることで、入院日数91日目より1食220円になります。

91日目以降、270円で支払った期間があれば、市役所で差額の支給申請ができます。

※年間上限額など詳細は市公式ホームページ（ページID：1965）をご確認ください。

問合先 保険医療課 Tel.28-8018 北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601

10月は「土地月間」です

一定面積以上の土地を取得した場合は届け出が必要です！

○一定面積とは？・・・都市計画区域内…5,000㎡以上、都市計画区域外…10,000㎡以上

個々の面積が小さくても、合計するとこれらの面積を超えるような一団の土地も対象となります。また、都市計画区域内で1万㎡以上の土地を取り引きするときは、別に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく事前届け出が必要です。

○誰がいつ届け出をするの？

国土利用計画法により契約を行った日から2週間以内に土地を取得した人（買い主）が行わなくてはなりません。※届け出をしなかったり、偽りの届け出をしたりすると、法律で罰せられることがあります。

○届け出の方法は？

市公式ホームページ（ページID：2674）に掲載している「土地売買等届出書」に土地の利用目的などを記入し、図面や契約書の写しなど必要な書類を添えて都市計画課へ届け出をしてください。



詳細はこちら

～地価公示制度とは？～

土地の売却をするとき、その土地の正常な価格の目安となるのが「地価公示」と「地価調査」の価格です。

▷「地価公示」（3月下旬に発表）

…国の機関である土地鑑定委員会が調査した全国標準地における毎年1月1日現在の正常価格

▷「地価調査」（9月下旬に発表）

…知事が調査する各都道府県内の基準地における毎年7月1日現在の正常価格

※地価公示価格については都市計画課で閲覧できるほか、国土交通省土地総合情報システムのホームページでも公開しています。

問合先 都市計画課 Tel.28-8038